

横浜市食品廃棄物の再生利用個別指定業の指定に係る要綱の概要

1 趣旨

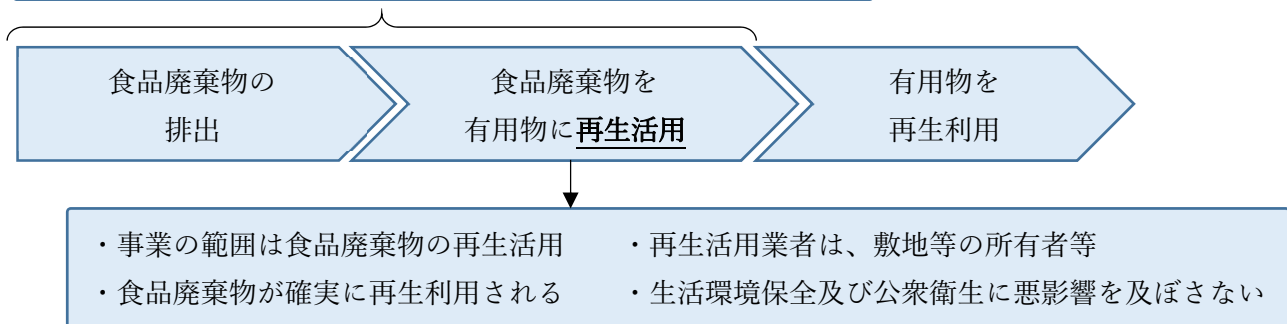
横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月25日規則第5号）に基づく再生利用個別指定業の指定にあたり、食品廃棄物の確実な再生利用を確認することを目的に「横浜市食品廃棄物の再生利用個別指定業の指定に係る要綱」を制定します。

本要綱は、食品廃棄物に係る再生利用個別指定業の指定を受けようとする者が提出する申請書に添付する書類や、本市が指定をする際の審査の基準等を規定するものです。

2 主な審査の基準

- ・再生利用個別指定業の事業範囲が食品廃棄物の再生活用であること
- ・再生利用の対象となる廃棄物が、再生活用の用に供する施設と同一の敷地又は建物内容から排出される食品廃棄物に限定されていること
- ・再生活用業者が、敷地等の所有者又はその者から敷地等の運営管理業務等の委託を受けたものであること
- ・食品廃棄物が確実に再生利用され、生活環境保全及び公衆衛生に悪影響を及ぼさないものとして、一定の基準に適合するものであること

・再生活用の用に供する施設と同一敷地等から食品廃棄物が排出



3 制定の経緯

テナントビルのように、同一建物内に複数の事業者が入居し、それらの者が排出する食品廃棄物を建物の管理者が資源化するような取組について、法令上の整理を図りました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）では、廃棄物の処分を業として行おうとする者は市町村長又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされていますが、本取組については一定の基準を満たすものであれば、周辺地域への生活環境保全上の支障を生じさせることなく食品廃棄物の資源化が促進されるものです。従って、資源化規則に基づく再生利用個別指定業制度を用いて法に基づく許可を受けることなく本取組を実施させることとしました。

一方で、資源化規則においては再生利用個別指定業の申請手続き等は定められていますが、食品廃棄物に係る指定の基準等の審査基準は設けられていないことから、個別指定要綱を食品廃棄物の再生利用個別指定業に係る審査基準として新たに制定するものです。